

別紙

新旧对照表

別紙

新旧対照表

改正後	改正前																								
<p>【申告前のチェック表】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>チエック項目</th><th>チェック欄</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療費の領収書(以下「領収書」)は原本ですか。 ※ 提出された医療費の領収書等の税務署での保存期間は1年です。 後日、医療費の領収書等が必要となる方は、申告書に添付せずに、申告書を提出する際に提示(郵便又は信書便による送付で申告される場合には、医療費の領収書等の返戻を希望する旨の書面及び返信用封筒を同封)してください。</td><td></td></tr> <tr> <td>領収書の日付は、申告される年分と同じ年の1月1日から12月31日の間のものですか。 ※ 医療費控除の対象となる医療費は、申告される年分と同じ年の1月1日から12月31日の間に実際に支払った金額に限ります。</td><td></td></tr> <tr> <td>領収書の中に、健康保険組合などから交付される「医療費のお知らせ」が含まれていませんか。 ※ 「医療費のお知らせ」は、「医療機関が領収したことを証する書類」とはなりませんので、これをもって医療費控除の適用を受けることはできません。</td><td></td></tr> <tr> <td>健康保険組合・生命保険・損害保険会社からの補てん金など(入院費給付金、出産育児一時金など)を忘れていませんか。 ※ 保険金などで補てんされる金額が確定申告書を提出するときまでに確定していない場合には、その補てんされる金額の見込額を支払った医療費から差し引きます。 後日、補てんされる金額を受け取ったときに、その額が見込額と異なる場合には、修正申告(見込額より受領額の方が多い場合)又は更正の請求(見込額より受領額の方が少ない場合)の手続きにより訂正することとなります。</td><td></td></tr> <tr> <td>給与所得のある方は、勤務先から交付された源泉徴収票の原本を申告書第二表の裏面にはっていますか。</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>◎ 医療費の領収書とともに添付が必要な書類 次の費用について医療費控除を受ける方は、領収書の他に「使用証明書」等を添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村又は認定民間事業者による在宅療養の介護費用 「在宅介護費用証明書」 ○ 寝たきりの人のおむつ代 「医師が発行した「おむつ使用証明書」」 ※ おむつ代についての医療費控除を受けることが2年目以降で介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、市町村長等が交付するおむつ費用の確認書等を「おむつ使用証明書」に代えることができます。 ○ 温泉利用型健康増進施設 「温泉療養証明書」 ○ 指定運動療法施設の利用料金 「運動療法実施証明書」 ○ ストマ用器具の購入費用 「ストマ用器具使用証明書」 ○ B型肝炎ワクチンの接種費用 「医師の診断書(B型肝炎にかかるおり、医師による継続的治療をする旨の記載のあるもの。)」 ○ 白内障等の治療に必要な眼鏡の購入費用 「処方箋(医師が、白内障等一定の疾病名と治療を必要とする症状を記載したもの。) <p>医療費控除に関する詳しいことは、「医療費控除を受けられる方へ」(税務署に用意しています。)を参照してください。</p>	チエック項目	チェック欄	医療費の領収書(以下「領収書」)は原本ですか。 ※ 提出された医療費の領収書等の税務署での保存期間は1年です。 後日、医療費の領収書等が必要となる方は、申告書に添付せずに、申告書を提出する際に提示(郵便又は信書便による送付で申告される場合には、医療費の領収書等の返戻を希望する旨の書面及び返信用封筒を同封)してください。		領収書の日付は、申告される年分と同じ年の1月1日から12月31日の間のものですか。 ※ 医療費控除の対象となる医療費は、申告される年分と同じ年の1月1日から12月31日の間に実際に支払った金額に限ります。		領収書の中に、健康保険組合などから交付される「医療費のお知らせ」が含まれていませんか。 ※ 「医療費のお知らせ」は、「医療機関が領収したことを証する書類」とはなりませんので、これをもって医療費控除の適用を受けることはできません。		健康保険組合・生命保険・損害保険会社からの補てん金など(入院費給付金、出産育児一時金など)を忘れていませんか。 ※ 保険金などで補てんされる金額が確定申告書を提出するときまでに確定していない場合には、その補てんされる金額の見込額を支払った医療費から差し引きます。 後日、補てんされる金額を受け取ったときに、その額が見込額と異なる場合には、修正申告(見込額より受領額の方が多い場合)又は更正の請求(見込額より受領額の方が少ない場合)の手続きにより訂正することとなります。		給与所得のある方は、勤務先から交付された源泉徴収票の原本を申告書第二表の裏面にはっていますか。		<p>【申告前のチェック表】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>チエック項目</th><th>チェック欄</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療費の領収書(以下「領収書」)は原本ですか。 ※ 提出された医療費の領収書等の税務署での保存期間は1年です。 後日、医療費の領収書等が必要となる方は、申告書に添付せずに、申告書を提出する際に提示(郵送で申告される場合には、医療費の領収書等の返戻を希望する旨の書面及び返信用封筒を同封)してください。</td><td></td></tr> <tr> <td>領収書の日付は、申告される年分と同じ年の1月1日から12月31日の間のものですか。 ※ 医療費控除の対象となる医療費は、申告される年分と同じ年の1月1日から12月31日の間に実際に支払った金額に限ります。</td><td></td></tr> <tr> <td>領収書の中に、健康保険組合などから交付される「医療費のお知らせ」が含まれていませんか。 ※ 「医療費のお知らせ」は、「医療機関が領収したことを証する書類」とはなりませんので、これをもって医療費控除の適用を受けることはできません。</td><td></td></tr> <tr> <td>健康保険組合・生命保険・損害保険会社からの補てん金など(入院費給付金、出産育児一時金など)を忘れていませんか。 ※ 保険金などで補てんされる金額が確定申告書を提出するときまでに確定していない場合には、その補てんされる金額の見込額を支払った医療費から差し引きます。 後日、補てんされる金額を受け取ったときに、その額が見込額と異なる場合には、修正申告(見込額より受領額の方が多い場合)又は更正の請求(見込額より受領額の方が少ない場合)の手続きにより訂正することとなります。</td><td></td></tr> <tr> <td>給与所得のある方は、勤務先から交付された源泉徴収票の原本を申告書第二表の裏面にはっていますか。</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>◎ 医療費の領収書とともに添付が必要な書類 次の費用について医療費控除を受ける方は、領収書の他に「使用証明書」等を添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村又は認定民間事業者による在宅療養の介護費用 「在宅介護費用証明書」 ○ 寝たきりの人のおむつ代 「医師が発行した「おむつ使用証明書」」 ※ おむつ代についての医療費控除を受けることが2年目以降で介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、市町村長等が交付するおむつ費用の確認書等を「おむつ使用証明書」に代えることができます。 ○ 温泉利用型健康増進施設 「温泉療養証明書」 ○ 指定運動療法施設の利用料金 「運動療法実施証明書」 ○ ストマ用器具の購入費用 「ストマ用器具使用証明書」 ○ B型肝炎ワクチンの接種費用 「医師の診断書(B型肝炎にかかるおり、医師による継続的治療をする旨の記載のあるもの。)」 ○ 白内障等の治療に必要な眼鏡の購入費用 「処方箋(医師が、白内障等一定の疾病名と治療を必要とする症状を記載したもの。) <p>医療費控除に関する詳しいことは、「医療費控除を受けられる方へ」(税務署に用意しています。)を参照してください。</p>	チエック項目	チェック欄	医療費の領収書(以下「領収書」)は原本ですか。 ※ 提出された医療費の領収書等の税務署での保存期間は1年です。 後日、医療費の領収書等が必要となる方は、申告書に添付せずに、申告書を提出する際に提示(郵送で申告される場合には、医療費の領収書等の返戻を希望する旨の書面及び返信用封筒を同封)してください。		領収書の日付は、申告される年分と同じ年の1月1日から12月31日の間のものですか。 ※ 医療費控除の対象となる医療費は、申告される年分と同じ年の1月1日から12月31日の間に実際に支払った金額に限ります。		領収書の中に、健康保険組合などから交付される「医療費のお知らせ」が含まれていませんか。 ※ 「医療費のお知らせ」は、「医療機関が領収したことを証する書類」とはなりませんので、これをもって医療費控除の適用を受けることはできません。		健康保険組合・生命保険・損害保険会社からの補てん金など(入院費給付金、出産育児一時金など)を忘れていませんか。 ※ 保険金などで補てんされる金額が確定申告書を提出するときまでに確定していない場合には、その補てんされる金額の見込額を支払った医療費から差し引きます。 後日、補てんされる金額を受け取ったときに、その額が見込額と異なる場合には、修正申告(見込額より受領額の方が多い場合)又は更正の請求(見込額より受領額の方が少ない場合)の手続きにより訂正することとなります。		給与所得のある方は、勤務先から交付された源泉徴収票の原本を申告書第二表の裏面にはっていますか。	
チエック項目	チェック欄																								
医療費の領収書(以下「領収書」)は原本ですか。 ※ 提出された医療費の領収書等の税務署での保存期間は1年です。 後日、医療費の領収書等が必要となる方は、申告書に添付せずに、申告書を提出する際に提示(郵便又は信書便による送付で申告される場合には、医療費の領収書等の返戻を希望する旨の書面及び返信用封筒を同封)してください。																									
領収書の日付は、申告される年分と同じ年の1月1日から12月31日の間のものですか。 ※ 医療費控除の対象となる医療費は、申告される年分と同じ年の1月1日から12月31日の間に実際に支払った金額に限ります。																									
領収書の中に、健康保険組合などから交付される「医療費のお知らせ」が含まれていませんか。 ※ 「医療費のお知らせ」は、「医療機関が領収したことを証する書類」とはなりませんので、これをもって医療費控除の適用を受けることはできません。																									
健康保険組合・生命保険・損害保険会社からの補てん金など(入院費給付金、出産育児一時金など)を忘れていませんか。 ※ 保険金などで補てんされる金額が確定申告書を提出するときまでに確定していない場合には、その補てんされる金額の見込額を支払った医療費から差し引きます。 後日、補てんされる金額を受け取ったときに、その額が見込額と異なる場合には、修正申告(見込額より受領額の方が多い場合)又は更正の請求(見込額より受領額の方が少ない場合)の手続きにより訂正することとなります。																									
給与所得のある方は、勤務先から交付された源泉徴収票の原本を申告書第二表の裏面にはっていますか。																									
チエック項目	チェック欄																								
医療費の領収書(以下「領収書」)は原本ですか。 ※ 提出された医療費の領収書等の税務署での保存期間は1年です。 後日、医療費の領収書等が必要となる方は、申告書に添付せずに、申告書を提出する際に提示(郵送で申告される場合には、医療費の領収書等の返戻を希望する旨の書面及び返信用封筒を同封)してください。																									
領収書の日付は、申告される年分と同じ年の1月1日から12月31日の間のものですか。 ※ 医療費控除の対象となる医療費は、申告される年分と同じ年の1月1日から12月31日の間に実際に支払った金額に限ります。																									
領収書の中に、健康保険組合などから交付される「医療費のお知らせ」が含まれていませんか。 ※ 「医療費のお知らせ」は、「医療機関が領収したことを証する書類」とはなりませんので、これをもって医療費控除の適用を受けることはできません。																									
健康保険組合・生命保険・損害保険会社からの補てん金など(入院費給付金、出産育児一時金など)を忘れていませんか。 ※ 保険金などで補てんされる金額が確定申告書を提出するときまでに確定していない場合には、その補てんされる金額の見込額を支払った医療費から差し引きます。 後日、補てんされる金額を受け取ったときに、その額が見込額と異なる場合には、修正申告(見込額より受領額の方が多い場合)又は更正の請求(見込額より受領額の方が少ない場合)の手続きにより訂正することとなります。																									
給与所得のある方は、勤務先から交付された源泉徴収票の原本を申告書第二表の裏面にはっていますか。																									